

作業環境測定機関名簿

労働安全衛生法及び関係規則に規定する作業環境測定を外部委託する場合は、作業環境測定法の規定により登録を受けた作業環境測定機関に実施させる必要があります。

青森県内では次の作業環境測定機関が青森労働局長の登録を受けて作業環境測定を行っています。

令和5年3月現在

登録番号	名称	所在地	登録の区分					
			粉じん	放射性物質	特定化学物質等 【注1】	特定化学物質等 【注2】	有機溶剤	個人サンプリング
02 - 2	(株)産業公害・ 医学研究所 八戸分室	八戸市大字河原木字 浜名谷地 76 TEL 0178 - 28 - 9424						
02 - 3	エヌエス環境(株) 青森支店	青森市大字浜田字玉川 347 TEL 017 - 739-0451						
02 - 4	環境保全(株)	平川市松崎西田 41 - 10 TEL 0172 - 43 - 1100						
02 - 5	(株)新菱 ファインケミカ事業部門 営業本部 環境事業課	八戸市江陽 3 丁目 1 - 109 TEL 0178 - 44 - 1113						
02 - 6	(株)環境工学	弘前市大字 城東中央 3 丁目 4 - 17 TEL 0172 - 28 - 2161						
02 - 7	(株)中央医科酸器	青森市金沢 2 丁目 3 - 22 TEL 017 - 776-8263						
02 - 8	SEA・K ラボテック	八戸市根城 9 丁目 26 - 7 TEL 0178 - 24 - 7722						

(労働安全衛生法施行令：安衛令、特定化学物質障害予防規則：特化則)

【注1】

令別表第3第1号(第一類物質)若しくは第2号(第二類物質)に掲げる特定化学物質(注2に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

【注2】

1 安衛令 別表第3に掲げる次の物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

号別		物 質 等
第1号	6	ベリリウム及びその化合物
	8	ベリリウム及びその化合物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 (合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)
第2号	3の2	インジウム化合物
	10	カドミウム及びその化合物
	11	クロム酸及びその塩
	13	五酸化バナジウム
	13の2	コバルト及びその無機化合物
	21	重クロム酸及びその塩
	22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
	23の2	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)
	27の2	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
33	マンガン及びその化合物	

2 特化則 別表第1に掲げる次の物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

号別	物 質 等
第3号の2	インジウム化合物を含有する製剤その他の物 (インジウム化合物の含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第10号	カドミウム及びその化合物カドミウム又はその化合物を含有する製剤その他の物 (カドミウム又はその化合物の含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第11号	クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物 (クロム酸又はその塩の含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第13号	五酸化バナジウムを含有する製剤その他の物 (五酸化バナジウムの含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第13号の2	コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物 (コバルト又はその無機化合物の含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第21号	重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物 (重クロム酸又はその塩の含有量が重量の1%以下のものを除く。)
第22号	水銀又はその無機化合物(硫化水銀を除く。)を含有する製剤その他の物 (水銀又はその無機化合物の含有量が重量の1%以下のものを除く。)

号別	物 質 等
第 23 号の 2	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)を含有する製剤その他の物 (ニッケル化合物の含有量が重量の 1 %以下のものを除く。)
第 27 号の 2	砒素又はその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を含有する製剤その他の物 (砒素又はその化合物の含有量が重量の 1 %以下のものを除く。)
第 33 号	マンガン又はその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)を含有する製剤その他の物 (マンガン又はその化合物の含有量が重量の 1 %以下のものを除く。)

3 安衛令 別表第 4 に掲げる次の鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場

号別	物 質 等
第 1 号	鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が 50 をこえない作業場における 450 以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第 7 号まで、第 12 号及び第 16 号において同じ。)
第 2 号	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳(鉛を 3 %以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鋳に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務
第 3 号	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
第 4 号	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
第 5 号	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
第 6 号	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物(酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛、硫酸鉛、クロム酸鉛、チタン酸鉛、硼酸鉛、砒酸鉛、硝酸鉛、酢酸鉛、ステアリン酸鉛)に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煅焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
第 7 号	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)

号別	物 質 等
第 8 号	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、 ^{びょう} 鋳打ち（加熱して行なう鋳打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
第 10 号	鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務 (第 9 号の業務 (鉛装置の内部における業務) を除く。)
第 16 号	溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務